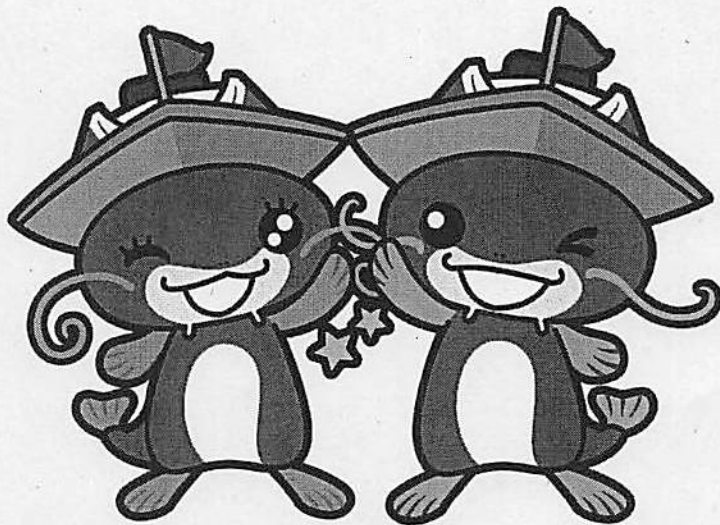

びわこボートレース場
地方公営企業法適用基本方針



びわこボートレース場マスコットキャラクター
ビーナスちゃん&ピナちゃん

平成 28 年 3 月

滋賀県総務部事業課

目次

地方公営企業法適用基本方針の策定にあたって.....	3
第1章 びわこポートレース場の概要	
1. 沿革.....	4
2. 発売日数・売上金額・執行体制.....	4
3. その他.....	4
第2章 モーターボート競走事業の役割	
1. モーターボート競走法からみた役割.....	6
2. びわこポートレース場の役割.....	6
第3章 地方公営企業法の概要	
1. 地方公営企業法とは.....	7
(1) 法の目的(第1条).....	7
(2) 適用事業(第2条).....	7
(3) 経営の基本原則(第3条).....	7
(4) 組織(第7~16条).....	7
(5) 財務(第17~35条).....	7
(6) 職員の身分取扱(第36~39条).....	7
第4章 法適用の背景	
1. 包活外部監査の意見.....	8
2. びわこポートレース場中期経営計画における位置づけ.....	8
3. 近年の国の動向.....	8
(1) 「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」.....	8
(2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」.....	9
(3) 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」.....	9
4. ポートレース業界の動向.....	9
(1) 「KYOTEI・ルネッサンスプラン」.....	9
(2) 「ポートレース事業への地方公営企業法(全部適用)について」.....	9
第5章 法適用の範囲	
1. 法適用の範囲.....	10
(1) 法規定の概要と適用範囲.....	10
(2) 滋賀県が経営する地方公営企業の法適用状況.....	10
2. 全部適用と一部適用の比較.....	11
3. 他場の状況.....	12



第6章 財務規定等の適用（一部適用）にかかる考察	
1. 発生主義の採用.....	13
2. 官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較.....	13
3. 公営企業会計方式導入の効果.....	14
(1) 収益事業としての位置づけの明確化.....	14
(2) 計画的な施設管理の必要性.....	14
(3) その他の効果.....	14

第7章 組織規定・職員の身分取扱規定にかかる考察	
1. 管理者の設置.....	16
2. 全部適用の効果.....	16
(1) 管理者責任の明確化.....	16
(2) 専門的人材の育成.....	16
(3) 内部組織の柔軟な改編、人員配置の迅速化.....	16
(4) 迅速な意思決定.....	16
(5) 勤務時間の柔軟な運用.....	17
3. 全部適用にかかる懸念.....	17
(1) 業務の非効率化.....	17
(2) コストの増大.....	17
(3) 専門的な人材育成に対する懸念.....	17
(4) その他.....	17

第8章 びわこポートレース場における法適用の基本方針	
1. 法適用の基本方針.....	18
(1) 法適用の範囲.....	18
(2) 法の適用開始日.....	18
2. 移行スケジュール.....	19

おわりに.....	20
-----------	----

【 表・図一覧 】

表 1-1 競走場別売上金額等一覧表.....	5
表 5-1 法規定の概要と適用範囲.....	10
表 5-2 滋賀県が経営する地方公営企業の法適用状況.....	10
表 5-3 全部適用と一部適用の比較.....	11
表 5-4 モーターボート競走事業における法適用状況.....	12
図 6-1 公営企業会計方式における費用配分イメージ.....	13
表 6-2 官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較.....	14
表 8-1 滋賀県モーターボート競走事業における法適用の基本方針.....	18
表 8-2 法適用までの移行スケジュール.....	19

～ 地方公営企業法適用基本方針の策定にあたって ～

地方公営企業法（以下「法」という。）において、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」（法第3条）とされています。

昭和 27 年に開場したびわこポートレース場（以下「当場」という。）は、日本経済の成長とともに順調に売上を伸ばし、平成 2 年度には売上 518 億円、繰出金 47 億円を計上するまでに至りました。

しかしその後、減少の一途をたどり、平成 17 年度には売上が 180 億円と、ピークの約 3 分 1 にまで大きく落ち込みましたが、最近では、平成 17 年度を底に、回復傾向にあります。

平成 27 年度において、当場は 63 周年を迎えたところですが、開場からこれまでの期間、東日本大震災による開催中止等の影響を受けた平成 22 年度以外は、一般会計への繰出を確保してきました。

公営競技事業は、事業目的自体は公共の福祉の増進を図るものではありませんが、事業による収益を一般会計へ繰り出し、福祉の向上に寄与することに意義があります。そのため、他の公営事業に比べ、収益性が重視され、一層経済性を発揮することが必要な事業であると考えます。

昨年 3 月、当場における中期的な目標や方針を明らかにし、今後の経営を安定的、継続的に行うことで県財政に貢献するため策定された「びわこポートレース場中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）において、人材の育成と組織の強化を図るため、「平成 30 年度からの地方公営企業法の適用に向け、平成 27 年度に基本方針を定め、平成 28 年度には資産調査、平成 29 年度には例規の整備等、業務を計画的に進め」ることを重点プロジェクトとして位置付けています。

今般、この法適用を実現するため、「びわこポートレース場地方公営企業法適用基本方針」を策定しました。

この基本方針は、当場が、将来に渡って安定的に事業運営するための手段として、法適用を実施した場合の効果を明らかにし、そのうえで、目指すべき法適用の方向性について定めたものです。

平成 28 年 3 月



第1章 びわこポートレース場の概要

検討に先立ち、まずは当場の概要について触れます。

後に見るように、法適用への対応は各場（正しくは施行者※）によって様々です。

これは、法適用のメリットを、各場が単に表面的に捉えるのではなく、自らにとって本当に有効なのか、検討した結果であると推測されます。

この章では、他場と比較しつつ、当場の概要について触れることとします（表1-1）。

※レースを主催している地方自治体を指します

1. 沿革

本場は、昭和27年7月18日に開場し、全国24場では、先に開場した大村市（同年4月）、津市（同年7月4日）に続いて、3番目に古い歴史を有する場です。

琵琶湖畔に面し、競走水面が琵琶湖となっており、豊かな景観が特徴の一つとなっています。

当場の施行者は滋賀県のみですが、全国24場のうち、半分の12場については、2つの施行者が存在し、合計36施行者により運営されています。

また、36の施行者は普通地方公共団体になると、105団体※ありますが、都道府県としては唯一の団体となります（平成27年4月現在 県1、市87、町17）

※36施行者中、15施行者は組合等であり、複数の普通地方公共団体で構成されています

2. 発売日数・売上金額・執行体制

年間の発売日数は、全24場中、22番目と、多摩川ポート、戸田ポートに次いで少なく、他場のほとんどが300日を大きく上回る中であって、平均日数である336日を大きく下回っています。

他場での売上を含む、当場で開催したレースの総売上は、約289億円であり、護岸等工事によりレースの開催を休止していた鳴門ポートを除く全23場では、多い方から18番目となっています。

また、執行体制においては、職員が18人と、比較的少人数で運営していると言えます。

3. その他

平成11年度に競技本部、平成13年度に新スタンドの整備が完了し、15年程度経過しております。当面、建て替え等の必要性はありませんが、設備の更新を計画的に図っていく必要があります。

また、売上向上に資する施設の改善等に向けた計画的な対応も必要となっています。



表 1-1 競走場別売上金額等一覧表

単位：日、百万円、人

競走場	施 行 者 名	発売 日数	日数		入場人員	人員 順位	本場開催レース にかかる 総売上金額※1	総売上		職員数	
			順位					順位	※2	順位	
桐 生	みどり市	345	16		326,596	14	67,818	5	8	24	
戸 田	戸 田 組 合	249	23		913,978	1	50,986	7	55	2	
	埼玉都市組合										
江戸川	東京都六市組合	357	7		371,423	12	26,463	21	12	22	
	東京都三市組合										
平和島	府 中 市	365	1		551,340	6	53,861	6	18	18	
多摩川	青 梅 市	231	24		570,710	5	31,072	16	25	13	
	東京都四市組合										
浜名湖	浜名湖企業団	323	21		605,636	4	38,766	11	85	1	
蒲 郡	蒲 郡 市	346	15		468,632	8	70,075	4	27	11	
常 滑	常 滑 市	355	8		458,385	9	34,316	14	34	6	
	半 田 市										
津	津 市	350	11		332,565	13	22,198	23	39	4	
三 国	武生三国組合	348	13		234,423	19	25,455	22	16	21	
びわこ	滋 賀 県	254	22		280,324	15	28,988	18	18	18	
住之江	大阪府都市組合	359	3		547,680	7	73,872	3	55	2	
	箕 面 市										
尼 崎	尼 崎 市	362	2		616,223	3	45,781	8	32	7	
	伊 丹 市										
鳴 門	鳴 門 市	355	8						12	22	
	松 茂 組 合										
丸 亀	丸 亀 市	340	18		386,487	10	78,636	2	30	8	
	香川県中部組合										
児 島	倉 敷 市	347	14		274,112	16	29,365	17	29	9	
宮 島	備 南 組 合	331	19		254,756	18	36,368	12	27	11	
	宮 島 組 合										
徳 山	周 南 市	359	3		177,904	22	26,942	20	20	17	
下 関	下 関 市	343	17		205,376	21	27,213	19	18	18	
	美祢市萩市組合										
若 松	北 九 州 市	353	10		215,589	20	80,488	1	22	15	
	中間行橋組合										
芦 屋	芦 屋 市	358	5		273,166	17	34,737	13	22	15	
福 岡	福 岡 市	358	5		710,689	2	40,861	9	39	4	
	福岡市都市圏組合										
唐 津	唐 津 市	350	11		168,575	23	31,862	15	24	14	
大 村	大 村 市	326	20		374,557	11	39,164	10	28	10	
計		8,064			9,319,126		995,288		695		

職員数はH27.4.1現在、それ以外の数値はいずれもH26年度の実績値

※1 開催施行者が開催したレースにおける売上額であり、他場での売上額、電話投票、専用場外売上等も含む。

※2 主として競艇事業に従事している職員数であり、兼務職員、嘱託員、臨時職員、非常勤職員、日々雇用を除く。

施行者が複数ある場合は、合算した人数を表示している。



第2章 モーターボート競走事業の役割

この章では、モーターボート競走事業に求められている役割について述べます。

公営競技事業として、法的な観点からみた役割について明らかにするとともに、現場が果たしてきた役割について触れることとします。

1. モーターボート競走法からみた役割

公営競技事業の場合、公正・公平・安全を確保するため、法令により必要な措置が講じられています。ボートレースの場合、これに該当するのはモーターボート競走法ですが、同法には事業を行う趣旨や目的についても定められています。

第1条では、①船舶の改良、輸出・製造に関する事業の振興、②海難防止・その他海事に関する事業の振興、③観光・体育・その他公益の増進に関する事業の振興、④地方財政の改善のためにモーターボート競走を行うと規定しています。

また、第31条では、「施行者は、その行う競走の収益をもって、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」と、モーターボート競走収益による用途について規定しています。

2. びわこボートレース場の役割

施行者にとって、モーターボート競走事業を行う意義は、一般会計繰出金を確保し、県財政に貢献し、更には事業を継続して営むことで雇用の創出など地域経済へ貢献することです。

当場は、昭和27年の開場以来、これまでに約1兆4,200億円余りの売上を計上するとともに、約936億円の繰出を行い、県財政に貢献してきたところです。

近年の経営状況は、景気の低迷やレジャーの多様化、ファンの高齢化などによる来場者の減少等により、厳しさを増しており、以前ほどの売上が見込めなくなっている中ではありますが、先述のとおり、東日本大震災による開催中止等の影響を受けた平成22年度以外、毎年度一般会計への繰出を確保しているところです。

引き続き、継続した事業運営を行うことで収益を生み出し、平成44年度まで続く新スタンドの整備に係る起債を償還しつつ、安定的かつ継続的な繰出を行う使命を果たし続ける必要があります。

第3章 地方公営企業法の概要

1. 地方公営企業法とは

次に、法の適用を検討するにあたって、法の概要について述べることにします。

(1) 法の目的（第1条）

○地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準等を定め、地方自治の発達に資することを目的としています。

(2) 適用事業（第2条）

○以下の7事業は、法を全部適用しなければならないこととされています（法全部当然適用事業）。

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 水道事業（簡易水道事業を除く） | ⑤ 鉄道事業 |
| ② 工事用水道事業 | ⑥ 電気事業 |
| ③ 軌道事業 | ⑦ ガス事業 |
| ④ 自動車運送事業 | |

○病院事業は、財務規定を適用しなければならないこととされています（財務規定等当然適用事業）。但し、それ以外の規定についても条例で定めるところにより適用することができます。

○上記以外の地方公営企業および主としてその経費の全部または一部を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものは、条例で定めるところにより法の全部または一部を適用することができます（任意適用事業）。

(3) 経営の基本原則（第3条）

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

(4) 組織（第7～16条）

地方公営企業に管理者を置き、長の固有権限とされる予算の調整、各種議案の提案等を除き、企業の業務執行についての権限を与えていることなどが規定されています。

(5) 財務（第17～35条）

経理について、企業の能率的な経営を図るため、特別会計を設け、発生主義や独立採算性を採用するなど、一般会計の経理方法に対する特例を設けています

(6) 職員の身分取扱い（第36～39条）

従事する職員の身分取扱いについては、地方公務員法の特例として、給与については地方公営企業法に規定するところにより、また、労働関係については地方公営企業労働関係法に規定するところによることとされています。



第4章 法適用の背景

今回、当场が法適用を検討するに至った背景として、包括外部監査の意見、国やポートレース業界の動向などが挙げられます。ここでは、これら様々な方面における、主だった動向や意見等について触れることとします。

1. 包括外部監査の意見

平成 25 年度に行われた包括外部監査において、企業会計ベースでは赤字であると位置づけられ、減価償却等、事業の継続を前提としたフルコストを回収するための売上がどの程度であるのかを認識し、その売上が達成するために必要な施策はどのようなものであるか、どのようなコストが削減可能なのか、検討することに繋がることから、「今後、事業の方向性を検討する手段として、法適化の検討を進めるべきである」との意見が付されました。

2. びわこポートレース場中期経営計画における位置づけ

平成 27 年 3 月に策定された中期経営計画は、先述のとおり、今後の当场の経営を安定的、継続的に行い、一般会計繰出金を確保することにより、公営競技事業の使命を果たし続けるため、中期的な目標、方針を明らかにするものです。なお、計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間としています。

地方公営企業法の適用については、当該計画において、「将来を的確に見通し、経営状況の把握と機動的な経営判断・予算執行を行うとともに、損益状況と財産状況などを明確化し、県民への説明責任を適切に果たしていくことができる経営手法や組織体制が必要」としたうえで、「平成 30 年度から地方公営企業法の適用に向け、平成 27 年度に基本方針を定め、平成 28 年度には資産調査、平成 29 年度には例規の整備等、業務を計画的に進めます。」としています。

3. 近年の国の動向

(1)「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」 (総務省 平成 26 年 3 月)

「地方公営企業を巡る環境が変化する中で、持続的な経営を可能とするため、特に重要と考えられる財務規定等の適用範囲の拡大について」の検討が行われました。

報告書の冒頭では、「地方公営企業施設の維持管理・更新に多額の費用を要する状況下にある。更新投資のための費用把握・財源確保など経営基盤を整備し、地方公営企業の提供する住民サービスを安定的に供給するためには、経営状況の的確な把握、機動的な経営が求められ、そのためには地方公営企業法の財務規定等の適用が必要と考えられる」と示されました。

(2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総務省通知平成 26 年 8 月 29 日)

公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続することが引き続き重要な課題であるとの認識にたち、施設の老朽化や人口減少等、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しているところであるから、地方公共団体は、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化に不断に取り組む必要があると示されました。

そのためには、経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)などの経営状況を的確に把握し、さらに施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現状を適正に把握でき、投資資金の期間配分額の算定による料金対象原価の適正な計算等も可能となることから、法の全部または一部を積極的に適用することが必要とされました。

(3) 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」

(総務大臣通知平成 27 年 1 月 23 日)

地方公会計について、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準による財務諸表等を、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、財政のマネジメント強化のため、予算編成等へ積極的に活用するよう、通知がありました。

当該通知は主に一般会計を想定したものです。複式簿記の導入の必要性は一般会計において指摘されていることから、とりわけ収益事業である公営競技事業においては、財政マネジメントの一層の強化のため、導入の必要性は高いと言えます。

4. ポートレース業界の動向

(1) 「KYOTEI・ルネッサンス・プラン」

(モーターボート競走事業活性化検討委員会報告平成 18 年 7 月)

モーターボート競走事業の健全な発展を図るため、今後のモーターボート競走事業のあり方について検討することを目的として設置された、国土交通省海事局長の私的懇談会「モーターボート競走事業活性化検討委員会」において、「官庁会計を基本とした現行の財務会計の考え方は、収益事業であるモーターボート競走事業に必ずしも適しているとは言い難い」と提言しています。

(2) 「ポートレース事業への地方公営企業法の適用(全部適用)について」

(日本モーターボート競走会、BOAT RACE 振興会、日本財団会長通知 平成 26 年 2 月)

上記 3 団体により、地方公営企業法を適用していない各施行者あてに法適用について要請がありました。



第5章 法適用の範囲

1. 法適用の範囲

(1) 法規定の概要と適用範囲

モーターボート競走事業は、法の適用の一部または全部を適用することができる「任意適用事業」に該当します。法の規定を大きく分けると、表 5-1 のとおり、①②③に分類することができます。

法適用を実施する場合は、一部適用または全部適用のいずれかを選択することとなります。法の中から都合のよい条項のみを取り出して適用することは認められていません。すなわち、一部適用とは、「財務規定等」を適用することであり、全部適用とは、「財務規定等」のみならず「組織規定」および「職員の身分取扱」を含めた規定の全てを適用することです。

また、「財務規定等」の「等」とは、表 5-3「全部適用と一部適用の比較」の「法適用条項」のとおり、財務規定（公営企業会計方式の採用）の他に、総則規定、雑則規定および附則規定が含まれることを意味しています（法2条2項）。

表 5-1 法規定の概要と適用範囲

法の規定	概要	一部適用	全部適用
①財務規定	公営企業会計方式の採用 (法第 17~35 条)	●	●
②組織規定	管理者の原則設置、組織の設置 (法第 7~16 条)	×	●
③職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 (法第 36~39 条)	×	●

(●：適用 ×：非適用)

(2) 滋賀県が経営する地方公営企業の法適用状況

表 5-2 のとおり、現在、滋賀県において法適用されている公営企業は、全て全部適用しています。

このうち、水道用水供給事業および工業用水道事業は、法 2 条 1 項 1 号および第 2 号の規定における法全部当然適用事業ですが、病院事業においては、法 2 条 2 項の規定における財務規定等当然適用事業であるところ、法 2 条 3 項および法施行令 1 条 1 項の規定により、平成 19 年 4 月 1 日から全部適用しています。

表 5-2 滋賀県が経営する地方公営企業の法適用状況

地方公営企業	法的な位置付け	法適用の状態
水道用水供給事業	法全部当然適用事業	全部適用
工業用水道事業	法全部当然適用事業	全部適用
病院事業	財務規定等当然適用事業	全部適用



2. 全部適用と一部適用の比較

全部適用および一部適用を項目別にさらに細かく比較すると、表 5-3 のとおりです。

表 5-3 全部適用と一部適用の比較

項目		全部適用	一部適用
法適用条項		法の全部を適用 ①総則規定（法 1 条～ 6 条） ②組織規定（法 7 条～16 条） ③財務規定（法 17 条～35 条） ④職員の身分取扱（法 36 条～39 条） ⑤雑則規定（法 40 条～42）	財務規定等を適用 ①総則規定（法 3 条～6 条） ②財務規定（法 17 条～35 条） ③雑則規定（法 40 条～41 条）
組織	管理者	①原則設置（法 7 条） ②設置しない場合の権限は知事（法 8 条 2 項） ③知事が任命（法 7 条の 2 1 項）	管理者権限は知事（法 34 条の 2）
	組織の設置	①条例で必要な組織の設置（法 14 条） ②管理者事務を企業職員に補助執行させることができる（法 15 条） ③企業管理規程の制定（法 10 条）	
職員身分	身分	地方公務員	
	適用する法律	①地方公務員法（一部適用除外） ②地方公営企業法 ③地方公営企業等の労働関係に関する法律（法 36 条） ④労働組合法（一部適用除外） ⑤労働関係調整法（一部適用除外）	地方公務員法
	職員の任免	①管理者が任免（法 15 条） ②主要職員は知事の同意（法 15 条）	知事が任免 （地方自治法 172 条 2 項、地方公務員法 6 条）
財務	会計方式	公営企業会計方式	
	出納事務	①管理者（法 27 条） ②企業出納員、現金取扱員（法 28 条） （管理者が企業職員のうちから任命）	①知事（法 27 条、34 条の 2） ②企業出納員、現金取扱員（法 28 条） ③会計管理者（法 34 条の 2 ※）
	計理報告	管理者は、毎月末日をもって企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月 20 日までに知事に提出（法 31 条）。	
雑則	請負契約	5 億円以上の工事または製造の請負契約の締結においても、議会の個別議決が不要（法 40 条 1 項）。	
	資産の取得等	重要な資産の取得・管理・処分は、議会の個別議決が不要（法 40 条 1 項）。ただし、7,000 万円以上の資産（土地は 7,000 万円以上かつ 20,000 m ² 以上）は予算で一括議決が必要（法 9 条 7 号、33 条 1 項、2 項、40 条 1 項、法施行令 17 条 1 項 12 号、26 条の 3）。	
	損害賠償額の決定	条例で定めるものを除き、地方公営企業の経営判断により損害賠償額を決定することができ、個別議決は不要（法 40 条 2 項）。	

※ 条例で定めるところにより、出納事務の全部または一部を会計管理者に行わせることができる。



3. 他場の状況

表5-4のとおり、平成27年4月現在、全36施行者中、10団体が全部適用し、5団体が一部適用しています。レース開催日数は場毎にみると、180日から200日程度ですが、2つの施行者が存在する場では、レースにより主催者が異なるため、開催日数が30日を下回る施行者も多数あります。滋賀県のように、開催日数が100日を超える施行者（以下「主たる施行者」という。）に限定すると、全23施行者中、8団体が全部適用し、4団体が一部適用しています。

今後の予定をみると、平成29年度において、主たる施行者では、全23施行者中、全部適用が12団体、一部適用が8団体と、滋賀県を含む検討中の2団体を加えると、1団体を除いた、22施行者が法の全部または一部を適用することとなります。

表5-4 モーターボート競走事業における法適用状況

項目	団体数	全適	一適	検討中
地方公営企業法適用団体数 (全団体)	36	10 (15)	5 (10)	— (3)
地方公営企業法適用団体数 (開催日数100日以上に限る)	23	8 (12)	4 (8)	— (2)

※平成27年4月現在の状況。()内は平成28年度以降の予定を含んだ団体数を指す。

※開催日数は平成25年度における実績値で算定

項目	適用	H25	H26	H27	H28	H29
地方公営企業法適用団体数 (全団体)	全部適用	5	9	10	14	15
	一部適用	6	5	5	7	10
地方公営企業法適用団体数 (開催日数100日以上に限る)	全部適用	5	7	8	12	12
	一部適用	5	4	4	6	8



第6章 財務規定等の適用（一部適用）にかける考察

法適用を実施する限り、少なくとも財務規定（法第17～35条）が適用されるので、現行の「官公庁会計方式」から「公営企業会計方式」へ変更されることとなります。

この章では公営企業会計方式の内容について具体的に触れるとともに、その効果について考察します。

1. 発生主義の採用

公営企業会計方式の認識基準は発生主義です。

発生主義とは、現金収支がない段階でも、債権債務の発生という経済価値の発動を伴う事実があった場合に、その時点で記録・整理しようとするものであり、収益と費用を対応させるため、期間中の経営成績を正確に把握することが出来る点で優れています。

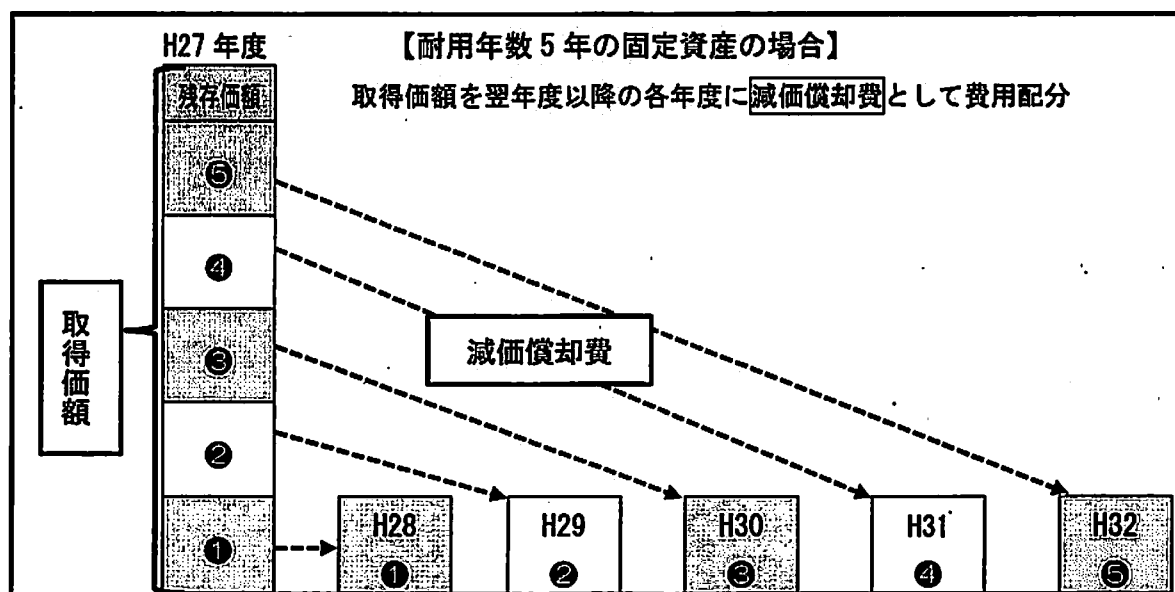
2. 官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

官公庁会計方式の場合、税をはじめとする収入（現金）をどれだけ有効に分配するのかが重要であり、したがって、会計の特徴として、分配した支出を統制することに重点が置かれることとなります。

一方、公営企業会計方式の場合、独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点が置かれ、場合によっては、積極的な投資により収支改善を図る例のように、必ずしも支出を統制することが重要ではありません。

また、官公庁会計方式では、現金主義として年度内の現金支出はすべて当年度の費用として計算されるのに対し、公営企業会計方式では、「期間損益計算」という考え方により、図6-1のように、仮に一時的に現金の支出があっても、建物や機器等、長期にわたって企業の活動の基礎となるものについては、資産の価値の減少に応じてその使用期間全体に減価償却費として費用負担を割り振ることが可能です。

図6-1 公営企業会計方式における費用配分イメージ



その他、官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較は表 6-2 のとおりです。

独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点が置かれている点に関連し、事前の管理（予算）よりも事後の評価（決算）を重視する傾向にあり、また、資産などのストックの情報もあわせて開示する必要があります。

表 6-2 官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較

項 目	官公庁会計方式（特別会計）	公営企業会計方式
財務報告の目的	限られた収入（現金）をどれだけ効率的に分配しているかを監視、評価	財政状態、経営成績を報告、説明
会計の特徴	支出を統制することに重点 事前の管理（予算）を重視	独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点 事後の評価（決算）を重視
認識基準	現金主義	発生主義
固定資産	観念なし（会計上管理しない）	固定資産台帳を整備 （貸借対照表の「資産」に計上）
減価償却費 除却費	観念なし（歳出に科目なし）	収益的支出に科目あり
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 主要施策成果説明書 等	貸借対照表 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 等
出納整理期間	翌年度 5 月末日まで	なし

3. 公営企業会計方式導入の効果

法適用の導入を検討するにあたり、公営企業会計方式の導入には、以下の様なメリットが考えられます。

(1) 収益事業としての位置づけの明確化

公営競技事業は、先述のとおり、事業目的自体が公共の福祉の増進を図るものではなく、一般会計へ繰り出すことで公益性が認められる性格を有します。したがって収益性の確保こそが最優先されることから、収益事業としての位置づけを明確化するため、収益性が確保されているかについて開示することが重要です。

(2) 計画的な施設管理・将来を見据えた投資計画

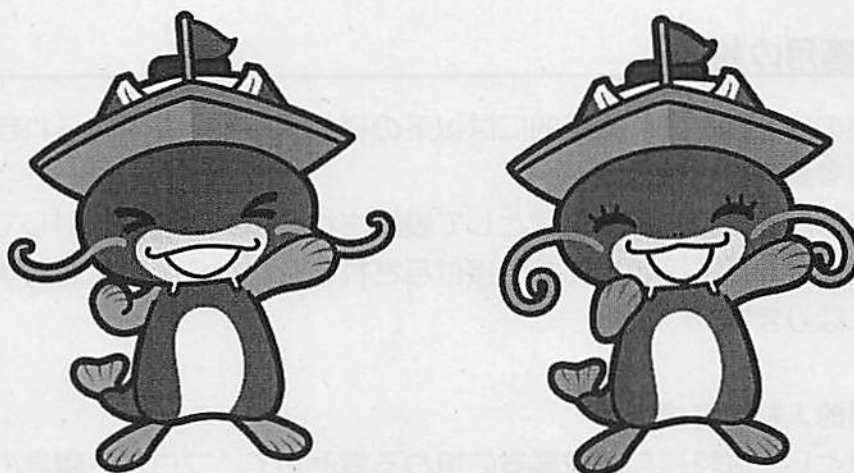
事業の継続性を前提としたフルコストの回収を意識して収益確保を図る必要がありますが、減価償却費を計上することで、計画的な施設管理や機械更新が可能となります。また、貸借対照表を作成することで資産の有効活用や将来の投資計画について必要な情報を早期に把握することが可能となります。

(3) その他の効果

他にも、企業会計方式を導入する積極的な根拠として、以下のような項目が挙げ

られます。

項目	概要
職員の意識改革	「赤字」、「黒字」などの経営状態が明確となることで、収益確保に向けた意識づけが向上することが期待される。
経営分析の活用	収益が明らかになることに加え、「資産」や「負債」、「資本」を用いた新しい経営分析が可能となる。
経営状況の比較	公営企業会計方式導入施行者間で、財務諸表に基づき経営成績や財政状態などを比較した経営分析が可能となる。
予算の弾力的運用	予算の款項の区分が概括的となるため、執行が弾力的となる。
住民や議会に対するガバナンス向上	経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を開示することで、住民や議会に対するガバナンスを向上させることが可能となる。
キャッシュレス投票機導入の環境整備	近年、他場で普及が進んでいるキャッシュレス投票機を導入する前提として、払戻し金をカードにチャージし、次回以降に持ち越せるよう、未払金処理が可能となり、導入環境が整備される。



第7章 組織規定・職員の身分取扱規定にかかる考察

この章では、全部適用の場合における効果について考察します。先に述べたように、全部適用とは、前章の財務規定等と合わせ、組織規定・職員の身分取扱規定を含めた方の全部を適用することです。

全部適用は、それ自体が収益改善効果をもたらすわけではなく、組織強化や職員の能力向上などを通じることで、財務体質の強化を目指すものであると言えます。

1. 管理者の設置

法を全部適用した場合の大きな特徴の一つとして、管理者を設置することが挙げられます（法第7条）。

管理者の任期は4年とされており、任期満了後、再任することは差し支えありません（法第7条の2）。

これは、知事がいったん任命したのちは、効率的な経営のために職務に専念できるよう配慮する一方、任期満了時に期間中の業績を評価した上で再任の可否を判断する趣旨のものと考えられています。

管理者は、法律上、特に知事の権限として留保されているものを除き、契約の締結や職員の任免等、公営企業の経営全般に関して極めて広範かつ包括的な権限を有し、また地方公共団体を代表する権能も有しています。

なお、管理者を設置しないことも可能ですが、その場合は知事がその権限を執り行うこととなります（法第8条第2項）。

2. 全部適用の効果

全部適用の効果として、一般的には以下の様なメリットが考えられます。

(1) 管理者責任の明確化

知事部局とは独立した機関として設置される事業管理者に対して、日常的な業務の遂行にかかる権限と責任が直接付与されることから、経営に関する責任と権限が明確になります。

(2) 専門的人材の育成

行政としては特殊な収益事業に携わる者として、プロパー職員の採用等、専門職員の育成が可能となり、ノウハウの蓄積が図れるようになります。

(3) 内部組織の柔軟な改編、人員配置の迅速化

経営方針に基づいた内部組織の改編、機動的な募集採用や人事配置が可能となります。

(4) 迅速な意思決定

管理者の権限と責任の下、迅速な意思決定、柔軟な業務執行が可能となります。

(5) 勤務時間の柔軟な運用

勤務時間形態について、柔軟な運用が可能となります。

3. 全部適用にかかる懸念

これらのメリットの一方、当場の現状に照らし、以下の様な懸念が考えられます。

(1) 業務の非効率化

全部適用し、一つの組織として独立した場合、それまで 専門の所属に集中していた業務が分散し、非効率となります。職員の任用や給与改定作業、組織改編、人事評価、組織改編作業、労使交渉などが新たに組織として発生する業務となります。

(2) コストの増大

業務の増大または管理者の設置に伴い、人件費が増加することとなります。

病院事業庁や企業庁に比べ、少人数で運営する当事業にとって、管理者の設置コストは相対的に割高となります。

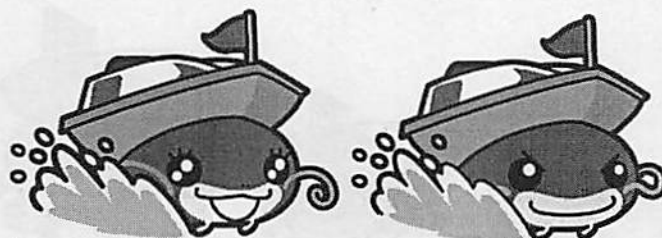
(3) 専門的な人材育成に対する懸念

業務の専門性は高いものの、当場のような小さな組織では、プロパー職員の採用につき、組織の新陳代謝が行われにくくなる可能性があります。

(4) その他

人事配置や意思決定等については、現状においても課内権限において迅速に執行することが可能です。また、職員不足により機動的に募集採用する事態に陥ることは想定し難く、職員の任用の権限を持つメリットは少ないものと考えられます。

この様な事情から、全部適用については一応のメリットは認められるものの、当場の経営環境や執行体制に照らし、現時点において一定の懸念があるため、引き続き検討課題とする必要があるものと考えます。



第8章 びわこボートレース場における法適用の基本方針

前章までの検討により、びわこボートレース場が目指すべき法適用の基本方針を以下のとおりとし、移行スケジュールに沿って速やかに準備を進めていきます。

1. 法適用の基本方針

表 8-1 滋賀県モーターボート競走事業における法適用の基本方針

項目	滋賀県モーターボート競走事業の場合
1. 法適用の範囲	一部適用
2. 法の適用日	平成 29 年 4 月 1 日

(1) 法適用の範囲

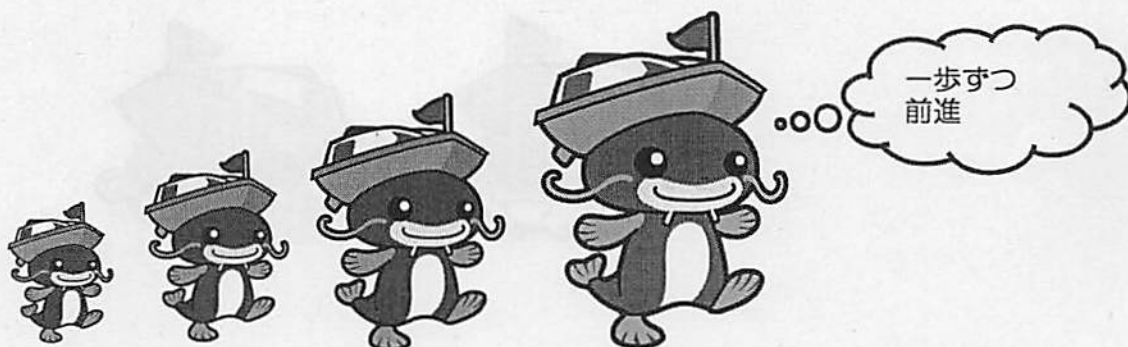
主に以下の理由から、一部適用を推し進めることとします。

- 企業会計方式を導入し、収益事業としての位置づけを明確化し、計画的な施設管理や将来を見据えた投資計画を行う必要があること
- 全部適用する場合における、新たな業務の発生や、管理者設置コストの増加、組織運営等について、一定の懸念があること

(2) 法の適用開始日

主に以下の理由から、平成 29 年度からの適用を目指すこととします。

- 法適化の効果を、可能な限り早期に発現する必要があること
- 先行する他場の状況から、当初の想定である平成 30 年度よりも短期間での移行が可能であること
- 企業会計制度の導入に向けた職員の育成が必要となるが、研修等について競艇施行者の中央団体である、全国モーターボート施行者協議会からのバックアップがあること



2. 移行スケジュール

平成 29 年度当初から法適用する場合のスケジュールとして、表 8-2 のように進めていく予定です。

「2. 固定資産調査・台帳整備」については、来年度予算編成時までには適正な資産評価を行い、台帳を整備する必要があります。

「3. 会計システムの構築」については、既に平成 28 年度当初予算に所要額を計上しており、仕様書の作成等、来年度の開発に向けた取組を進める必要があります。

「4. 企業会計制度の移行事務」については、会計監査法人の指導や助言を得ながら、企業会計制度の移行に対応出来るよう、関係職員の能力向上に努めます。

その他、出納事務の移行や例規整備など、先行事例を参考にしつつ、出来るだけスムーズな移行が行えるように努めます。

表 8-2 法適用までの移行スケジュール

準備業務の概要 月	平成 27 年度			平成 28 年度			
	7	10	1	4	7	10	1
1. 法適用基本方針の決定	策定・決定						
2. 固定資産調査・台帳整備	資産の洗い出し・調査・台帳整備						
3. 会計システムの構築	予算案作成・仕様書作成・開発作業等						
4. 企業会計制度の移行事務				勘定科目の検討・関係職員研修等			
5. 出納その他会計事務の移行				事務の習得・関係機関との調整			
6. 関係例規整備作業				例規整備・条例提案等			
7. 金融機関との調整				出納取扱機関の指定			



～ おわりに ～

本編にあるように、びわこボートレース場は、平成 29 年度当初までに地方公営企業法を一部適用し、企業会計方式の導入を目指すこととします。

しかしながら、法適用することが目指すべき最終のゴールではありません。企業会計方式を導入することで、職員が当場の財政状態を認識し、経営成績を明らかにし、施設管理に計画性を持たせ、職員の企業マインドを醸成する、法適用による取組は、直接収益の改善効果をもたらすわけではありません。収益性の向上は、あくまで売上の増加と費用の削減により発生します。

当然の話ですが、収益の改善に特効薬はありません。法適用は、売上を増加させ、費用を削減させるきっかけに過ぎず、財務体質を強化するための、言わば出発点でしかありません。法適用後も引き続き、施策効果を図りつつ、さらなる体質強化に向け、柔軟かつ機動的に、経営判断を行っていく必要があります。

当場に限らず、景気の低迷に加え、レジャーが多様化し、ファンが高齢化するなど、以前ほどの売上が見込めなくなっているため、公営競技事業の置かれている状況は厳しいものとなっています。

そのような中、中期経営計画の着実な履行と、この基本方針により、経営の安定化を目指し、一般会計繰出金を確保し、県財政に貢献すること、このことが、これまでも、これからも当场が果たし続けるべき使命であると考えています。

平成 28 年 3 月





**BOAT
RACE**

びわこ



びわこボートレース場
地方公営企業法適用基本方針
平成 28 年 3 月 発行

発行者 滋賀県 総務部 事業課
〒520-0023 滋賀県大津市茶が崎 1-1
TEL 077-522-1122 FAX 077-523-5240
<http://www.biwako.gr.jp>
E-mail : bl00@pref.shiga.lg.jp

